

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年1月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200107	共栄運輸株式会社(法人番号6400601000476) 代表者菅原陽一	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根西檀原4番地1	本社営業所	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根北羽沢75-2	文書警告(処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和元年10月10日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)高齢運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(2)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	4	4
20200116	大泉運輸株式会社(法人番号6420001011758) 代表者小泉國雄	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1157番地	本社営業所	青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1157番地	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和元年10月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運行指示書の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)	3	3
20200116	大空交通株式会社(法人番号4420001012130) 代表者高田秀明	青森県三沢市日の出1丁目94番地341号	本社営業所	青森県三沢市日の出1丁目94番地341号	文書警告(処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和元年10月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運行指示書の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)	25	3
20200120	エビス交通有限公司(法人番号9410002005195) 代表者加藤光子	秋田県秋田市外旭川字小谷地133番地5	本社営業所	秋田県秋田市外旭川字小谷地133番地5	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年10月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。